

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月12日
【会社名】	日本インター株式会社
【英訳名】	Nihon Inter Electronics Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江坂文秀
【本店の所在の場所】	神奈川県秦野市曾屋1204番地
【電話番号】	0463（84）8016
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 沖雅直
【最寄りの連絡場所】	神奈川県秦野市曾屋1204番地
【電話番号】	0463（84）8016
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 沖雅直
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,500,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（訂正後）

1 資本金の増減

第四部[組込情報]の第59期有価証券報告書の提出日（平成22年6月21日）以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年11月12日）までの間において、以下のとおり資本金の額の増減がありました。

< 中略 >

2 事業等のリスクについて

第四部[組込情報]の第60期第2四半期報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該第60期第2四半期報告書の提出日（平成22年11月12日）以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年11月12日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該第60期第2四半期報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年11月12日）現在において判断するものです。

< 以下全文削除 >

3 臨時報告書の提出について

第四部[組込情報]の第59期有価証券報告書の提出日（平成22年6月21日）以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年11月12日）までの間に提出した臨時報告書の内容は以下のとおりです。

< 中略 >

「4 最近の業績の概要」の全文削除

第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第59期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月21日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第60期第1四半期	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類については、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第59期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月21日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第60期第2四半期	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類については、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の訂正届出書の添付書類としております。

以上

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月9日

日本インター株式会社
取締役会 御中

海南監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 仁戸田 学 印代表社員
業務執行社員 公認会計士 高島 雅之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本インター株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本インター株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月9日

日本インター株式会社
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 仁戸田学 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 高島雅之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本インター株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本インター株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年11月1日開催の取締役会において第三者割当により発行される株式の募集を行うことについて決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。